㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの副生燃料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準副生燃料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準副生燃料起源排出量

②　①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準副生燃料起源排出量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次のイ及びロに掲げる場合に応じて、それぞれイ及びロに定める量とする。

イ　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の副生燃料起源排出量を平均した量

ロ　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の副生燃料起源排出量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の副生燃料起源排出量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、副生燃料起源排出量を１年分に換算した量を各年度の副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。